

香美市文化財保存活用地域計画策定支援業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 委託事業名

香美市文化財保存活用地域計画策定支援業務委託

(2) 事業の目的

香美市の文化財保護行政の基本となる「香美市文化財保存活用地域計画」(計画期間：令和10年度から10年間)の策定をするために業務の全般的な支援及び計画書の作成を行うことを目的とする。

(3) 事業内容

香美市文化財保存活用地域計画策定支援業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(4) 委託期間(令和7～9年度)

令和7年度 契約締結日から令和8年3月31日まで

2 見積限度額(消費税額及び地方消費税額を含む。)

14,000,000円(税込)とする。限度額のうち令和7年度は7,000,000円以内とする。令和8年度は4,200,000円、令和9年度は2,800,000円以内とする。

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「香美市文化財保存活用地域計画策定委託業者審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という)と次点者を選定する。

委託業務の実施に際しては、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と市は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という)を行った上で、随意契約を締結する。なお、候補者との交渉の結果、随意契約に至らなかった場合は、次点者に選定された者と交渉を行う。

5 資格資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。

(1) 次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (2) 香美市入札参加資格停止等措置要綱(平成18年香美市告示第238号)の規定に基づく指名停止または指名回避の措置を受けていない状態であること。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申し立てをしている者でないこと
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者でないこと
- (6) 代表者及び役員等が香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成25年香美市規則第5号)第4条各号のいずれにも該当する者でないこと

6 質疑と回答

質疑は令和7年8月6日(水)午後5時(厳守)までに別紙様式1により持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)もしくはFAX、電子メールで受け付ける。FAXと電子メールによる場合は、電話で着信を確認すること。質疑と回答の内容は令和7年8月13日(水)午後5時までに香美市公式のホームページに掲載する。

7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

[提出書類、様式及び提出部数等]

番号	提出書類の名称	様式番号	規格	部数
1	参加申込書	別紙様式2	A4縦	1部
2	資格要件確認書	別紙様式3	A4縦	1部
3	提出者の概要(団体概要等)及び経営状況(決算書等)が分かる書類	任意	A4縦	1部
4	※市税滞納のないことがわかる証明書	—	A4	1部
5	※県税滞納のないことがわかる証明書	—	A4	1部
6	※国税納税証明書(その3の3(写し可))	—	A4	1部
7	同様・類似業務等の実績が分かる資料	任意	A4縦	1部

※印を付した書類については令和6・7年度香美市一般競争(指名競争)入札参加資格名簿に登録されている者については提出不要。

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和7年8月15日（金）午後5時必着

③ 提出先

〒782-0076 香美市土佐山田町本村351

香美市役所 生涯学習振興課 文化財室（担当：依光）

TEL：0887-52-2280 電子メール bunkazai@city.kami.lg.jp

(2) 資格要件の確認

生涯学習振興課文化財室は、参加申込書及び関係書類の提出があったときは、資格要件を確認し、結果を令和7年8月20日（水）までに電子メールにて通知する。

8 企画提案書の作成

別添「香美市文化財保存活用地域計画策定支援業務委託プロポーザル企画書提案書作成要領」のとおり。

9 審査

別添「香美市文化財保存活用地域計画策定支援業務委託プロポーザル審査要領」のとおり。

10 審査結果

審査結果は、審査後概ね1週間以内に全ての参加者に文書で通知する。なお、審査結果は香美市情報公開条例に基づく開示請求の対象である。

11 日程

令和7年7月30日（水）	募集要領の公示
令和7年8月6日（水）	質疑書の提出締め切り
令和7年8月15日（金）	参加申込及び資格確認書類提出締め切り
令和7年8月22日（金）	企画提案書の提出締め切り
令和7年9月上旬	審査委員会予定
令和7年9月中旬	審査結果通知

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、市役所内及び審査委員会での使用に限る。）する。
- (3) 提出された企画提案書は、香美市情報公開条例に基づく開示請求の対象文書であるが、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第3号の規程により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理

由を別紙様式 4 により提出すること

開示・非開示の判断は様式 4 に基づき行うものではなく、様式 4 を参考に、同条例に基づき市が客観的に判断します。

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、その者（参加者）提案者の承諾なしには利用することはない。

13 お問い合わせ先

香美市役所 生涯学習振興課 文化財室（担当：依光）

TEL：0887-52-2280

E-mail：bunkazai@city.kami.lg.jp

14 その他

- (1) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (2) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。
- ア 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- イ 審査委員、市職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ウ プロポーザルの手続きの過程で、香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則第 4 条に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合